4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となつたときは、 速やかに、返還しなければならない。

 身体障害者福祉

 検

 査

 証

											(300	Щ	/															
第	号和	年	月	日交付												身	体	障	害	老	ŕ [;]	福	祉	法	(抄))		
令和	1 个口	+	Л	口父们									(幸	告の	徴川	仅等)												
												角	第三	十九多	条	都道	府県	知	事は、	身	本障	き害る	皆の福	[祉	のた	めに並	必要か	ぶある
												ځ	認める	ると	きは	は、身	/ 体	章害	者生	活詞	訓練	等事	美等	を行	う者	に対し	して、	
								\neg			必	要と記	忍め	る事	項の	報	告を	求め	、 ス	スは	当該耶	战員	に、	関係る	皆に対	けして		
													質	問さも	せ、	若し	くは	その	の事	努 所	若し	ノくり	は施設	受に	立ち	入り、	設備	崩、帳
			*** /**	道府県知事(+ E \					簿	書類る	その	他の	物件	こを	負査	させ	るこ	こと:	ができ	きる	0						
			都 追		川 事(争(巾)				2	者	『道府	県纬	和事(は、	第二	:十/	条第	育二	項0	規定	にに	よりī	 十 町 木	寸が設	设置す	
					印							る	身体區	章害	者社	:会参	加	支援	施設	の道	軍営	を適り	刃に	させ	るた	め、必	公要が	
											あ	ると記	忍め	ると	きに	t, }	当該	施設	の長	長にえ	対して	· .	必要	と認め	かる事	事項の		
											報	告を対	求め	、又	は当	該耶	戦員 (こ、	関係	系者に	こ対し	て	質問	させ、	若し	くは		
									そ	の施記	没に	立ち	入り	、青	殳備、	帳	簙書	書類 2	その化	<u>1</u> の!	物件	を検る	全させ	せるこ				
											ح	ができ	きる	0 0														
									3	前	方二項	のサ	規定	によ	る質	間刀	くはゞ	大人	、検査	至を行	÷ ځ	場合に	こおり	いてに	は、当			
職	h <i>F</i>		rt			H							該	職員に	は、	その	身分	をえ	テす	正明	書を	を携	帯し、	関	係者	の請え	対があ	らると
	人 名		氏			名					き	は、こ	これ	を携	示し	なし	ナれ	ばな	らな	ない。)							

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。